

25 契 第 1216 号
平成 25 年 8 月 29 日

水道施設工事 入札参加資格登録業者 各位

会津若松市長 室 井 照 平
(公印省略)

水道施設工事の制限付一般競争入札における入札参加資格要件の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本市水道施設工事の発注に際しましては、日頃より多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の水道施設工事の制限付一般競争入札の公告において、工事の内容に応じて付しております入札参加資格要件につきまして、下記のとおり一部改正を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 改正内容

入札公告において定めている入札参加資格要件について、次のとおり改正いたしました。

【現行】

主な入札参加資格要件(抜粋)	
建設業の許可等	水道施設工事、土木一式工事及び管工事の許可を有していること。
技術者等の配置	○不断水分岐工の経験のある技術者又は不断水分岐工法に係る講習会等を終了した技術者を有していること。 ○(社)日本水道協会に配水管技能者(耐震継手)の登録のある者又は日本ダクタイル鉄管協会主催の耐震継手に関する講習会等を受講した者を有していること。 ○給水装置工事主任技術者を有していること



【改正後】

主な入札参加資格要件(抜粋)	
建設業の許可等	水道施設工事、土木一式工事及び管工事の許可を有していること。※変更なし
技術者等の配置	削除

※ 削除した当該要件については、工事の内容に応じ、設計図書の特記仕様書中に、「施工者の要件(下請可)」として規定する。

2 適用時期

平成 25 年 9 月 2 日以後に新たに入札公告を行う案件より適用します。

事務担当: 契約検査課入札契約グループ(電話 39-1217)